

名古屋大学大学院人文学研究科博士研究員取扱要項

(目的)

第1 この要項は、名古屋大学大学院人文学研究科（以下「研究科」という。）における博士研究員の取扱いに関し、必要な事項を定め、研究科博士課程後期課程を修了した者の研究を支援することを目的とする。

(資格)

第2 研究科において博士研究員となることができる者は、研究科博士課程後期課程に所定の期間在学して、名古屋大学学位規程（平成16年度規程第104号）第2条第2項の規定により授与される博士の学位（以下「課程博士」という。）を取得し、取得後3年以内の者とする。ただし、高等教育機関の教員、研究機関の研究員等として常勤の職にある者（日本学術振興会特別研究員を含む。）を除く。

(受入期間)

- 第3 博士研究員の受入期間は1年以内とする。ただし、年度を超えることができない。
- 2 年度内に博士研究員を辞する事由が生じた者は、直ちに辞退願（様式任意）を、受入教員を経て、研究科長に提出しなければならない。
 - 3 受入期間が満了しても、なお引き続き研究を行う必要がある者は、受入期間の延長を申請することができる。ただし、その場合でも受入期間は通算して3年を超えることができない。
 - 4 博士研究員である期間内に科学研究費補助金等外部資金に応募し、博士研究員としての期間満了後に採否の決定がなされる場合には、前項の規定にかかわらず、特別に博士研究員受入期間の延長を認める場合がある。その際、採否が判明する月の翌月末までは暫定的に博士研究員の身分を付与するものとする。
 - 5 博士研究員である期間内に科学研究費補助金等の外部資金の交付が決定された場合は、第3項の規定にかかわらず、特別にその研究期間が終了するまで博士研究員受入期間の延長を認める場合がある。
 - 6 博士研究員は、4月1日付けの受入れを原則とする。ただし、特段の事情がある場合は、年度途中で受け入れることができるものとする。

(申請)

- 第4 新たに博士研究員となることを希望する者は、所定の申請書を、受入教員を経て、所定の期日までに研究科長に提出しなければならない。
- 2 博士研究員の受入期間の延長を希望する者は、前項に掲げた書類に加えて、当該年度の研究成果の実物（著書、論文、これらのための完成原稿等）を提出しなければならない。
 - 3 第3第4項により特別な期間延長を希望する場合は、科研費等の外部資金に応募を済ませた後、速やかに次の書類を研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 科研費等外部資金への応募書類の写し、応募した事実を証明する書類及び採択が明らかになる期日を明示した書類
 - (2) 受入教員の確認書
 - 4 第3第5項により特別な期間延長を希望する場合は、科研費等の外部資金の交付が決定した後、速やかに次の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 科研費等外部資金の交付が決定した事実を証明する書類

(2) 受入教員の確認書

(受入決定)

第 5 研究科長は、第 4 により申請があったときは、運営委員会及び研究科教授会の議を経て、博士研究員の受入れを決定する。申請者への受入決定の伝達は、受入教員が行う。

(受入中断)

第 6 研究科長は、第 3 第 2 項により辞退願の提出があったときは、運営委員会及び研究科教授会に博士研究員の受入中断を報告する。

(博士研究員の義務)

第 7 博士研究員は、申請時(延長の申請の場合を含む。)及び研究期間中の 9 月に、科学研究費補助金の研究計画調書を作成するものとする。ただし、同補助金への応募は、運営委員会及び受入教員の指導の下に行われる。

2 博士研究員は、研究期間の終了後、速やかに研究報告書及び研究成果の実物(著書、論文、これらのための完成原稿等)を研究科長に提出するものとする。

(博士研究員の権利)

第 8 博士研究員は、研究科の教育研究に支障のない範囲において、附属図書館、図書室の施設等を利用することができる。ただし、原則として院生室、コンピュータ室等を利用することはできないこととし、かつ、机等の備品は提供しない。

2 博士研究員は、施設利用証(建物入館カード)の貸出を受けることができる。

(傷害保険)

第 9 博士研究員は、研究科において研究を開始する前に、任意の傷害保険に加入しなければならない。

(受入れの取消し)

第 10 研究科長は、博士研究員が第 7 に定められた義務を果たさなかったとき、学内規則に違反したとき、その他研究を継続することが不適当と認められたときは、その受入れを取り消すことができる。

(損害の賠償)

第 11 研究科は、博士研究員が故意又は過失により研究科に損害を与えた場合は、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることができる。

(給与)

第 12 博士研究員の給与については、支給しない。

(その他)

第 13 この要項に定めるもののほか、博士研究員に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

(要項及び申合せの廃止)

2 次に掲げる要項及び申合せは、廃止する。

一 名古屋大学大学院文学研究科博士研究員受入れに関する申合せ

二 名古屋大学大学院国際言語文化研究科学術研究員取扱要項

(要項及び申合せの廃止に伴う経過措置)

- 3 平成 29 年 4 月 1 日を受入期間の始期とする博士研究員の受入決定については、前項の要項又は申合せに基づく、大学院文学研究科博士研究員（大学院文学研究科博士課程後期課程修了者又は前年度に博士研究員であって受入期間の延長を希望する者で、研究業績等を有する者に限る。）又は大学院国際言語文化研究科学術研究員の受入決定を、この要項に基づく受入決定とみなす。

(研究科設置に伴う経過措置)

- 4 大学院文学研究科、大学院国際言語文化研究科又は大学院国際開発研究科（国際コミュニケーション専攻に限る。）の課程博士の学位を取得し、取得後 3 年以内の者（ただし、高等教育機関の教員、研究機関の研究員等として常勤の職にある者（日本学術振興会特別研究員を含む。）を除く。）が、平成 29 年 4 月 2 日以降に新たに博士研究員となることを希望した場合は、この要項に基づく資格を有するものとして申請できることとし、受入れを決定した場合は、大学院人文学研究科博士研究員として受け入れるものとする。